# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                    |      |
|-------|-------------------------|------|
| 22    | 国民健康保険事務(保健事業に関する事務)評価書 | 基礎項目 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四條畷市は、国民健康保険事務(保健事業に関する事務)における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

四條畷市長

## 公表日

令和7年10月29日

## I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを | E取り扱う事務  |
|----------------|--|
| ①事務の名称         | 国民健康保険事務(保健事業に関する事務)   |
|                | 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び四條畷市国民健康保険条例(昭和34年条例第252号)に基づき、被保険者を対象とした保健事業に関する事務を行っている。<br>①特定健康診査・若年健康診査に関する事務<br>②特定保健指導に関する事務 |
| ③システムの名称       | 健康管理システム、住基システム、統合宛名システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム  |

#### 2. 特定個人情報ファイル名

健康管理システム情報(健康診査)ファイル、特定健康診査及び特定保健指導情報ファイル(エクセルファイル)

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠

・番号法第9条第1項 別表の44の項

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め

る事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第24条

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

| ①実施の有無  | [ | 実施しない | ] | <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
|---------|---|-------|---|------------------------------|
| ②法令上の根拠 |   |       |   |                              |

#### 5. 評価実施機関における担当部署

| ①部署      | 健康福祉部 保健センター |
|----------|--------------|
| ②所属長の役職名 | 保健センター所長     |

#### 6. 他の評価実施機関

### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

四條畷市 総務部 総務課 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 電話:072-877-2121(代表)

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

四條畷市 健康福祉部 保健センター連絡先〒575-0052大阪府四條畷市中野三丁目5番28号

電話:072-877-1231

#### 9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

適用した理由

# Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数          |                                 |    |              |      |                           |  |  |  |
|------------------|---------------------------------|----|--------------|------|---------------------------|--|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か |                                 | [  | 1,000人以上1万人。 | 未満 ] | 2) 1,000人以上<br>3) 1万人以上10 | 1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満 |  |  |
|                  | いつ時点の計数か                        | 令和 | 7年4月1日 時点    |      |                           |  |  |  |
| 2. 取扱者           | 2. 取扱者数                         |    |              |      |                           |  |  |  |
| 特定個人情報           | 報ファイル取扱者数は500人以上か               | [  | 500人未満       | ]    | <選択肢><br>1) 500人以上        | 2) 500人未満  |  |  |
|                  | いつ時点の計数か                        | 令和 | 7年4月1日 時点    |      |                           |  |  |  |
| 3. 重大事           | 故                               |    |              |      |                           |  |  |  |
|                  | Rに、評価実施機関において特定個人<br>重大事故が発生したか | [  | 発生なし         | ]    | <選択肢><br>1)発生あり           | 2) 発生なし  |  |  |

# Ⅲ しきい値判断結果

## しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報   | 保護評価書  | の種類           |         |  |
|---|--------|---------------|---------|--|
| -   | 項目評価書  | ]<br>っては、それぞれ | 1重点項目評価 | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2. 特定個人情報の入手(作  | 青報提供ネッ | ットワークシス・      | テムを通じた  | :入手を除く。)   |
| 目的外の入手が行われるリ<br>スクへの対策は十分か  | [      | 十分である         | ]       | <選択肢><br>1)特に力を入れている<br>2)十分である<br>3)課題が残されている                             |
| 3. 特定個人情報の使用  |        |               |         |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に<br>必要のない情報との紐付けが<br>行われるリスクへの対策は十<br>分か               | [      | 十分である         | ]       | <選択肢><br>1)特に力を入れている<br>2)十分である<br>3)課題が残されている                             |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に<br>セス権限のない職員等)に<br>よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [      | 十分である         | ]       | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている                                   |
| 4. 特定個人情報ファイルの  | )取扱いの  | 委託            |         | [ ]委託しない   |
| 委託先における不正な使用<br>等のリスクへの対策は十分か                                       | [      | 十分である         | ]       | <選択肢><br>1)特に力を入れている<br>2)十分である<br>3)課題が残されている                             |
| 5. 特定個人情報の提供・移転   | (委託や情報 | 最提供ネットワー      | ークシステムを | 通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない   |
| 不正な提供・移転が行われる<br>リスクへの対策は十分か  | [      | 十分である         | ]       | <選択肢><br>1)特に力を入れている<br>2)十分である<br>3)課題が残されている                             |
| 6. 情報提供ネットワークシ  | ステムとの  | 接続            |         | [ 〇 ]接続しない(入手) [ 〇 ]接続しない(提供)  |
| 目的外の入手が行われるリ<br>スクへの対策は十分か  | [      |               | ]       | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている                                   |
| 不正な提供が行われるリスク<br>への対策は十分か   | [      |               | ]       | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている                                   |

| 7. 特定個人情報の保管・3                      | 消去      |           |  |
|-------------------------------------|---------|-----------|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅<br>失・毀損リスクへの対策は十<br>分か | [ 十分である | ]         | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている                             |
| 8. 人手を介在させる作業                       |         |           | ]人手を介在させる作業はない   |
| 人為的ミスが発生するリスク<br>への対策は十分か           | [ 十分である | ]         | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている                             |
| 判断の根拠                               |         | た書類等は、業務の | 付間違い等が起こらないよう複数人による確認を実施して<br>中も窓口等、市民や来訪者の目に触れる場所には置かない<br>「保管している。 |

| 9. 監   | 查                 |   |  |   |   |  |                   |
|--------|-------------------|---|--|---|---|--|-------------------|
| 実施の    | D有無               | [   | ]自己点検  | [ O ]   | 内部監査  | [ ] 外部監査   |                   |
| 10. 稅  | <b>従業者に対する教育・</b> | 啓発  |  |   |   |  |                   |
| 従業者    | 皆に対する教育・啓発        | [   | 十分に行っている   | ]   |   | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない   |                   |
| 11. 重  | <b>長も優先度が高いと考</b> | えられ   | る対策  |   | [ ]全  | 項目評価又は重点項目評価を実   | <b>E施する</b>       |
| 最も優る対策 | 憂先度が高いと考えられ<br>:  | <選扎<br>1)<br>2)<br>3)<br>4)<br>5)<br>6)<br>7) | <ul><li>権限のない者によっ</li><li>委託先における不正</li><li>不正な提供・移転が</li><li>情報提供ネットワーク</li></ul> | つれるリスク<br>、事務には<br>て不正に使<br>な使用るリン<br>プシステムを<br>フシステムを<br>い・滅失・ | への対策<br>要のない情幸<br>用されるリス<br>リスクへの対策<br>スクへの対策<br>通じて目的が<br>通じて不正な | 級との紐付けが行われるリスクへの対<br>クへの対策<br>対策<br>気で変託や情報提供ネットワークシステムを通じた<br>外の入手が行われるリスクへの対策<br>な提供が行われるリスクへの対策 |                   |
| 当該対    | 対策は十分か【再掲】        | [   | 十分である  | 1   |   | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている   |                   |
|        | 判断の根拠             | 保管したもの<br>個人性                                 | 、ている。また、過去の<br>)は適切に溶解処分して   | 簿冊類は各<br>ている。入力<br>セル等の電  | 事業ごと、年<br>作業は担当<br>『子記録は必   | 書は処理後速やかに各簿冊に綴り、<br>ほ度ごとに所定の場所に保管し、保存<br>者で実施するとともにダブルチェック。<br>ずパスワードをかけて保管している。                   | 年限が経過し<br>を行い、また、 |

# 変更箇所

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|----------|--|------|-----------|
| 令和4年9月12日 | I 関連情報<br>1.特定個人情報ファイルを取り<br>扱う事務<br>②事務の概要 |          | 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及<br>び四條畷市国民健康保険条例(昭和34年条例<br>第252号)に基づき、被保険者を対象とした保<br>健事業に関する事務を行っている。<br>①特定健康診査・若年健康診査に関する事務<br>②特定保健指導に関する事務 | 事後   |           |
|           | Ⅱしきい値判断項目<br>1 対象人数<br>いつの時点の計数か            | 2021/4/1 | 2022/4/1   | 事後   |           |
|           | Ⅱしきい値判断項目<br>1 取扱者数<br>いつの時点の計数か            | 2021/4/1 | 2022/4/1   | 事後   |           |
|           | Ⅱしきい値判断項目<br>1 対象人数<br>いつの時点の計数か            | 2022/4/1 | 2023/4/1   | 事後   |           |
|           | Ⅱしきい値判断項目<br>1 取扱者数<br>いつの時点の計数か            | 2022/4/1 | 2023/4/1   | 事後   |           |
|           | Ⅱしきい値判断項目<br>1 対象人数<br>いつの時点の計数か            | 2023/4/1 | 2024/4/1   | 事後   |           |
|           | Ⅱしきい値判断項目<br>1 取扱者数<br>いつの時点の計数か            | 2023/4/1 | 2024/4/1   | 事後   |           |

| 変更日        | 項目                                  | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-------------------------------------|--|---|------|-----------|
| 令和6年7月22日  | 3.個人番号の利用<br>法令上の根拠                 | ・番号法第9条第1項 別表第一の30の項<br>・行政手続における特定の個人を識別するため<br>の番号の利用等に関する法律別表第一の主務<br>省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣<br>府・総務省令第5号) 第24条 | の番号の利用等に関する法律別表の主務省令  | 事後   |           |
| 令和7年10月29日 | Ⅱしきい値判断項目<br>1 対象人数<br>いつの時点の計数か    | 令和6年4月1日 時点  | 令和7年4月1日 時点   | 事前   |           |
| 令和7年10月29日 | Ⅱしきい値判断項目<br>1 取扱者数<br>いつの時点の計数か    | 令和6年4月1日 時点  | 令和7年4月1日 時点   | 事前   |           |
| 令和7年10月29日 | IV リスク対策<br>8 人手を介在させる作業            |  | 2)十分である<br>個人情報を含む文書等を送付する際は、送付<br>間違い等が起こらないよう複数人による確認を<br>実施している。個人情報の書かれた書類等は、<br>業務中も窓口等、市民や来訪者の目に触れる<br>場所には置かないよう徹底し、終業後は鍵のか<br>かる保管庫にて保管している。  | 事前   | 様式変更      |
| 令和7年10月29日 | IV リスク対策<br>11 最も優先度が高いと考え<br>られる対策 |  | 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへ<br>の対策   | 事前   | 様式変更      |
| 令和7年10月29日 | Ⅳ リスク対策<br>11 最も優先度が高いと考え<br>られる対策  |  | 2)十分である<br>各事業の対象者等、個人情報を取り扱っている<br>紙文書は処理後速やかに各簿冊に綴り、所定<br>の場所に保管している。また、過去の簿冊類は<br>各事業ごと、年度ごとに所定の場所に保管し、<br>保存年限が経過したものは適切に溶解処分し<br>ている。入力作業は担当者で実施するとともに<br>ダブルチェックを行い、また、個人情報を記録し<br>ているエクセル等の電子記録は必ずパスワード<br>をかけて保管している。委託先にも個人情報の<br>適切な取り扱いの徹底を依頼している。 | 事前   | 様式変更      |
|            |                                     |  |   |      |           |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|----|--------|--------|------|-----------|
|     |    |        |        |      |           |
|     |    |        |        |      |           |
|     |    |        |        |      |           |
|     |    |        |        |      |           |
|     |    |        |        |      |           |
|     |    |        |        |      |           |